

# トランプ政権の「中東和平案」

——米国の衣装を着たネタニヤフ案——

2020年2月10日重信房子（「オリーブの樹」149号）



## 1. 米国の衣装を着たネタニヤフ案



2020年1月28日、ホワイトハウスにおいて、ネタニヤフ、イスラエル首相やUAE、バーレーンの駐米大使列席の下で、ドナルド・トランプ大統領は「米国中東和平案」を公表した。この時期が選ばれたのは、弾劾裁判や大統領選を有利に進めたいトランプが、汚職で起訴されつつ3度目の総選挙を控えたネタニヤフへの援助としても、共同で演出したものであろう。

この「中東和平案」は、一言で言えば、「ネタニヤフ案」に米国の看板と衣装を着せたものである。これまでの交渉の地平を投げ捨てて、イスラエル側の主張に乗り移り、さらにネタニヤフの主張を加えたもので、「和平案」とは程遠い。



Benjamin Netanyahu

その内容は、第一に、パレスチナ難民のイスラエルへの帰還は認めない。

第二に、条件付きでパレスチナ国家を認めるが、その内容はかつてない悪質なものである。67年以前のヨルダン川西岸・ガザ地区の領土と相当の領土を与えるとするが、東エルサレム、西岸ユダヤ入植地、ヨルダン国境地帯はイスラエルに併合する。

パレスチナの首都は東エルサレム郊外の分離壁外の北東部とし、エルサレムと呼ばせる。パレスチナ側にはハマスやイスラーム聖戦などの諸派を完全に武装解除して非武装化させる。パレスチナ国の国境空海域の治安はイスラエルが持ち、パレスチナは治安部

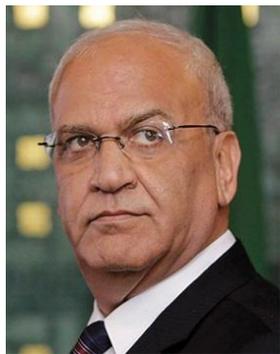
隊を持つが、非武装国家とする。その上、PLO、PAは、イスラエルとの調整なしに国際機関に加盟しないこと。イスラエル・米国に対して国際刑事裁判所（ICC）などへの訴訟を起こさないこと、などを強いている。加えてイスラエルに収監されているパレスチナ人と殉教者家族などへの補償金を支払わないことまで要求している。

第三には、イスラエルは西岸にある入植地すべての主権、併合が認められ、エルサレムは東西不可分のイスラエルの首都とし、水源、ヨルダン溪谷などの戦略地点もイスラエルの主権下に置く。唯イスラエルへの制限は、新たな入植地建設は認めない、というもの。

どうしてこれが「二国家」たり得るのか？ これまでイスラエルが歴史的に主張してきた要求を完全に受け入れた内容である。すなわち、第一は、パレスチナ難民の帰還の権利、国連決議194の拒否、第二に、西岸地区入植地・戦略地点の併合、第三に、東西エルサレムは不可分のイスラエルの永遠の首都、第四に、パレスチナ国の治安はイスラエルの手に残すことである。

こうした内容は、これまでの最終地位交渉でイスラエル側が常に主張してきたものであったが、ここまで厚かましい無制限の入植地併合などの要求を最初に米政府に提起したのは、2014年「ネタニヤフ案」である。（オバマ政権に打診した。全入植地の併合、代替地はイスラエル領ではなくエジプト領シナイ半島を提案。イスラエルとパレスチナの最終地位交渉で争っていた10%以下の代替地が30%に及ぶものであった。）今回のトランプ米国案に対して、ネタニヤフは「ホワイトハウスにあなたほどのイスラエルの友が居たことはない」と、トランプを絶賛したという。

また、UAEは「米国主導の国際的な枠組みで、和平交渉に戻るための重要な出発点となる」と支持し、サウジ外務省は「包括的和平案を作ったトランプ政権の努力に感謝する」と支持声明を発している。



Dr. Sa'eb Erakat

PLO、サーエブ・エラカート交渉担当は「米国は最早平和のアクターではない。国際社会は今、イスラエルに圧力をかけねばならない」と主張し、アッパース自治政府大統領は、「国際社会は次のことを決定しなければならない。67年の国境で接するイスラエルと共に平和で安全に共存するパレスチナ国家の独立という歴史の正しい側に立つのか、アパルトヘイト政権を容認することに同意するのか」と問いかけた。



ハマスは、すべてのアラブ人とムスリムと共に、エルサレムを守り、聖なる都市の「ユダヤ化」を目的としたイスラエル計画に立ち向かうようパレスチナ人に呼びかけ、緊急にパレスチナ全勢力の会議を求めた。元米国大統領ジミー・カーターは声明で、トランプ中東和平案が国際法違反であると言明し、西岸地区、ユダヤ入植地併合を阻止するよう国連に強く求めた。



ネトレイ・カルタは「私たち反シオニストの正統派ユダヤ人は、イスラエル国家の指導者たちがユダヤ教やユダヤ人を代表していないことを知ってほしい」「中東和平の唯一の道は問題の根本原因を特定し、パレスチナ人の全ての権利を回復し、長年の彼らの苦しみを補償し、占領を終わらせることです」と、シオニスト国家の平和的解体を訴えた。

イランは、「この和平案は失敗する運命にある」と断じた。あまりのトランプ案の愚策に、かえってパレスチナへの同情が集まっているのも、また事実であろう。

パレスチナ被占領地、アラブ各地で、受け入れを拒否した民衆の抗議デモが始まった。このトランプ案は、「二国家案」となりえず、イスラエルの征服の合法化であり、「中東和平案」と呼ぶこともはばかれる米国の衣装を着たイスラエル「ネタニヤフ案」である。

## 2.「土地と平和の交換」から併合へ

2020年1月28日公表の「トランプ案」は、すでに述べたようにイスラエル政府案をそのまま主張しているに過ぎない。

それでは、ネタニヤフに限らず、歴史的にこれまでのイスラエル政府案の特徴とは何か？国連決議181（二国家建設）、194（難民の帰還の権利）、242（イスラエルの占領地からの撤退）の否定にある。特に、67年第三次中東戦争では、国連決議242に至るまでは、ソ連・アラブ側の「即時・無条件」のイスラエル軍の全アラブ占領地からの撤退要求に米国が拒否権を発して阻止した。米国は、イスラエル軍の占領地からの撤退に口をつぐみ、イスラエルの「生存」と「安全保障」を主張し、67年6月の戦後7つの決議案が出されつつ行き詰まった。

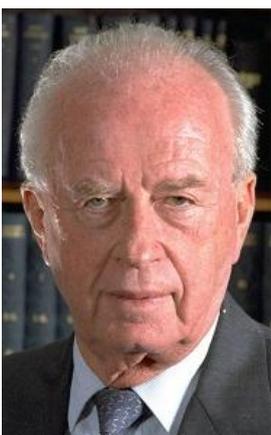
やっと67年11月になって英国提案が採択されたのが「安保理決議242」である。イスラエル軍の「即時無条件」の「全占領地」からの「撤退」を葬り、「最近の紛争で占領された領域からのイスラエル軍の撤退」と、時期も占領地もあいまいにした。それをイスラエルに求め「すべての国々の平和共存の権利」を一般論化して謳ったもので、米・ソが妥協し成立した。これが「ランドフォーピース」（「土地と平和の交換」）の交渉の土台となった。

イスラエルの当時の労働党政権は、この決議受け入れを拒否した。しかし、その後ニクソン政権が登場し、キッシンジャーが「米国にとってイスラエルは戦略的資産」と位置づけ、核保有黙認を決定し、5億ドルの借款を与えた70年になって、やっと決議242を受け入れた。



Shimon Peres

シモン・ペレスが言うように、米国はイスラエルに要求を受け入れさせるためには、ムチではなく人参を常に使うのである。それでもイスラエルは決議242の「土地と平和の交換」を拒否し続け、国連・米国とも対立矛盾を抱えてきた。東欧崩壊、第一次湾岸戦争を経て、ブッシュ（父）政権によって主導された中東和平国際マドリッド会議でも、リカード政権は頑強に拒否した。79年にエジプトとはシナイ半島を返還して平和条約を結んだので、ゴラン高原と西岸地区は、イスラエルの安全戦略上返還しないという訳である。



Yitzhak Rabin

その後、労働党ラビン首相が登場し、242決議に立つが、占領地全部は返さない立場のまま、93年PLOと「オスロ合意」を結んだ。この「オスロ合意」で「棚上げ」にしてきたパレスチナとの最終地位交渉が始まり、イスラエルの立場は明確になった。イスラエルは、東エルサレムの併合・西岸地区入植地の併合、ヨルダン国境地帯のイスラエル軍駐留使用、パレスチナ難民のイスラエルへの帰還の拒否を主張したのである。（48年難民の故郷は、現在のイスラエル内にある。）

そのため、2000年7月アラファトPLO議長が参加し、米クリントン大統領が仲介した和平交渉は決裂した。

リカードネタニヤフ政権になると、併合に向けて入植活動を極端に進め、和平交渉を妨害、拒否した。PLO側が「イスラエルが入植活動を凍結しない限り、和平交渉に入らない」と宣言していたのを逆手に取り、これ幸いと入植活動を増やし、和平交渉を封じてきた。

「トランプ案」は国連決議242に基づく「土地と平和の交換」という和平交渉の国際合意原則からイスラエル国内法による入植・併合処理を合法化するパラダイムチェンジを狙った。その前哨戦は、2019年11月18日のポンペイオ国務長官の宣言であった。曰く西岸入植地について今や国際法違反とみなさない。米国は1979年の米國務省見解「入植地は国際法に反している」を撤回する。「入植地問題に関するあらゆる法的問題は、イスラエル司法が判断すべきだ」と。今後、国際社会・国連の批判はお構いなしで進めるのがイスラエル右派政

権の道となる。中東和平交渉の停滞——占領の現状維持合法化は彼らにとって願ってもない福音なのである。

### 3. 反イラン同盟の一環としての「トランプ案」

ネタニヤフは常々「パレスチナ問題とアラブ諸国関係は切り離して解決すべき」という考えを主張してきた。トランプ政権もそれに倣った。アラブ諸国は、パレスチナ問題はイスラエル問題であり、パレスチナ問題が解決しない限りイスラエルとの国交正常化はあり得ない、という立場をとってきたことに対する反対論である。「トランプ案」は、またその方向に沿って「反イラン同盟」を強化することで、これまでの「アラブ和平案」を変質・変更させることを狙ったと言える。

「アラブ和平案」は、後のサウジ王、アブダッラー皇太子のイニシアチブで、2002年「ベイルート宣言」としてアラブ首脳会議で採択された。そこではパレスチナ人の「帰還の権利」、東エルサレムを首都とするパレスチナ国家建設を求め、全てのアラブ占領地からのイスラエルの撤退を条件に全アラブ諸国とイスラエルの国交樹立を謳ったものであり、以降アラブ側の公的な立場となった。サウジで「保守派」と言われたアブダッラー王が死去すると、2015年サルマーン王時代を迎えた。リヤド知事時代から親米派として知られたサルマーンが王位につくと、強引に息子ムハンマド・ビン・サルマーン (MBS) を国防大臣から皇太子へと昇格させた。



Mohammad bin Salman Al Saud

以来MBS独裁のもとで、反イラン戦争をイエメン・シリア・イラク・レバノンへと拡大し、軍事・政治的覇権争いを繰り返してきた。王族からの批判封じに、2017年10月には、MBSの権力固めのため、アブダッラー王の長男を含む旧アブダッラー王派らを「汚職」「職権乱用」で逮捕し、最高級ホテルを拘留所として拘留し、巨万の蓄財を没収し、権威、権力を奪った。カシヨギ殺害事件に見られるように、国民に対する暴力支配は、中世時代の実態を示している。

MBSの後盾には、17年に大統領になったトランプとそれを支持するネタニヤフ政権が居る。しかし、こうした独裁的手法は、反イラン包囲を形成するどころか、イランのイラク、シリア、レバノンでのプレゼンスを広げ、トルコ、カタールとサウジの対立矛盾に至り、サウジ王政は米・イスラエルとの反イラン戦争共同へとさらに傾斜していった。

MBSは米の助言を受けて、米国関係と「パレスチナ問題」を切り離し、サウジの「ビジョン2030」など自国経済発展と反イラン諸国政府との経済・政治・軍事同盟を強化して来た。トランプがエルサレムをイスラエルの首都と認めた時には、トルコ イニシアチブで、イスラーム諸国が強い声明を発してその違法を非難したが、サウジは政治的批判を軽く済ませ、米・サウジ関係に何の変化もなかった。こうしたサウジらの対応の積み重ねは、トランプ政権がこれまでの米中東政策を放棄し、イスラエル偏重に至るのを容易にしてくれた。



Qasem Soleimani

2020年1月3日、米トランプ政権はイラン革命防衛隊コッズ部隊のソレイマニ司令官を殺害した。この行為は、MBSやUAEのムハンマド皇太子らを喜ばせたばかりか、今回の「トランプ案」発表を支持させるための意図、布石でもあっただろう。「トランプ案」に対して、UAE、サウジは積極的な評価を表明したことで、その立場を鮮明にした。サウジは、アブダッラー王の「アラブ和平案」など惜しくもないだろう。「トランプ案」は「アラブ和平案」を骨抜きにする一歩である。それは、反イラン同盟と結んだ仕組みの中にある。

#### 4.今後の「中東和平」の行方



2月1日、エジプト、カイロでアラブ連盟緊急外相級会議が開かれ、「米中東和平案」への協力を拒否すると決定し「アラブ和平案」を確認した。そして、パレスチナへの支援で合意した。この会議に参加したパレスチナ自治政府（PA）のアッバース大統領は「米国・イスラエルとすべての関係を断つ。治安協力を含めすべての関係を断つ」と宣言した。

UAE、サウジなど「トランプ案」を一定評価表明していたが、アラブ連盟21カ国とPLO参加の会合ではそうはいかない。パレスチナ人民の激しい怒りと抗議の闘いの前に、米国案に同調することはできない。

また、パレスチナに同調するアラブ民衆の反米・反イスラエル感情ばかりか、自国政府の腐敗・無能・政策への怒りの前では、「敵イスラエル」に対しては、断固として民衆と共にあることを表明する必要もあっただろう。自国民衆のアラブ民族主義、あるいは宗教的信念からも、米国・イスラエルを擁護する論法は見当たらない。

しかし、サウジ、UAEなどは表面的にはアラブ連盟の立場に同調しつつ、米国との二国関係を再考する考えはない。



「米国仲介」による中東和平の道は、二つの点ですでに破壊され「和平」そのものは殺された。一つは、トランプ政権のエルサレム首都宣言に始まる「2020年トランプ中東和平案」の公表に示された内容、つまり、現在のイスラエルの占領支配の全ての合法化である。



もう一つは、2018年にイスラエル国会で採択された「イスラエル国民国家基本法」である。これはユダヤ系国民にのみ自決権を認め、アラビア語を公用語から消し去り、入植活動を奨励する、アラブパレスチナ人差別を法制化したアパルトヘイト国家イスラエルの象徴である。

その結果「二国家案」はパレスチナ人には「国」たりえない飛地の残骸「バンツースタン」となった。「一国家案」を選択しても、「ユダヤ国家」の中で二級市民に置かれ、分離壁も永続される「一国家二民族」が描かれる。

かつて「オスロ合意」に託したアラファトの夢は、当時エドワード・サイド、マフムード・ダルウィーシュ、PFLP、DFLPらが警鐘を鳴らして反対したように幻となった。「パレスチナ国家独立宣言」（88年第19回PNC）で発したパレスチナ国家として米国ではなく国連を基盤に「二国家案」を求めるならば、オスロ合意のこれまでのやり方は無効である。

今、パレスチナ指導部は、まずもって自治区に限らない全パレスチナ人民の民族的統一の強化、PLOの強化によって「帰還の権利」の解決に向けた新しいアプローチが問われる。何よりもイスラエルと協力してハマス叩きが続けてきたPAのあり方を抜本的に変える必要がある。反占領・不服従運動の中で育ててきた住民同士の共同を基盤に、イスラエル依存の経済・政治・治安の再検証から変革を図る必要がある。

2020年の世界、グローバル資本主義のひずみがナショナリズムと排外主義を育て、強権・権威主義的政権へと道を拓いている。戦後秩序の崩壊過程の現在、人権や環境などグローバルアジェンダをもって、リベラルな国際秩序を強化する流れと、一国利己主義を押し進める流れが、新自由主義市場化と併せてせめぎ合い、それが国際的、国内的、地域的に資本主義を巡る再編攻防を形成している。

中東においてもその反映を受け、かつてのアラブ民族主義の権威主義政権の危機衰亡の中で、財力を誇る親米王制国家群が反イラン体制のグローバル資本主義の中東への移植を図っている。

こうした現在の力関係の中で、米欧諸国のイスラエルに対する制裁は望めず、ネタニヤフとトランプの退場を待って「二国家案」をこれまでのオスロ合意の枠内で求めることでは何も解決しない。アッバースの言う通りP

Aがイスラエルとの共同を断てば、米・イスラエルの圧力で様々な制裁弾圧がさらにPLO、PA、パレスチナ全体に向けられるだろう。



PAは変わる必要がある。アラブ連盟会議で「トランプ案」を政治的に阻止したことをその一歩として、アッバース発言が「腰砕け」とならないよう、それを保証・持続する体制が火急に必要である。それはパレスチナ人自身の統一した力と共に各地で声をあげ、パレスチナ人を支え、共同しうるアラブ民衆の声と積極的に結び合うことである。アラブ民衆の各地の決起、イラク、レバノン、シリア、

北アフリカなどの個別の事情はありながら、富の偏在、失業、汚職、特権への抗議と政治的自由を求める姿は共通している。そしてまた、イスラエル内外のユダヤ系の人々の反・非シオニズムの闘いとも共同を広げる必要がある。

PA、PLOは「政府」の顔からパレスチナ人民の意志を第一とする新しいPLOイニシアチブによって、PLO改革を真摯に始める必要がある。2005年カイロ合意、獄中者のイニシアチブなど、何度も合意の実行を先延ばしにして、分裂を繰り返すことは終わりにすべきだ。難民生活を70年以上強いられた人民への責任を果たす新しいアプローチを作り出す必要がある。

何よりも解放闘争の原点に立って、この先半世紀を見据え、新しいプログラム（難民問題の解決、パレスチナ国家の方向と方法の検証）を現実的に論議し、全パレスチナ人の投票によって、承認を得ることだ。今、全パレスチナの不服従抵抗運動をPA、PLOが人民の意志として育てることこそ、BDS運動を始めとする国際連帯支援をも益々活性化させ、国際社会をも変化させ得るだろう。